

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介します。



令和5年の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されています

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。年末調整や確定申告で、国民年金保険料を申告するために控除証明書をお使いください。

今年1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方には、10月26日から11月上旬にかけて順次控除証明書を発送しています。

また、今年10月3日から12月31日までの間に、国民年金保険料を納付された方には、来年2月上旬に控除証明書を発送する予定です。

[控除証明書に関する問い合わせ]
 苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135
 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
 (固定電話以外からの場合：03-6630-2525)

控除証明書をなくしてしまっただけですが、再発行できますか？

再発行は可能です。紛失などにより再発行が必要な場合は、「ねんきん加入者ダイヤル」または「苫小牧年金事務所」へお問い合わせください。

再発行の手続きの際には、年金手帳など基礎年金番号が分かるものをお手元にご用意ください。

また、「ねんきんネット」のIDを取得している方は、「ねんきんネット」からいつでも再発行の申請ができます。

控除証明書が届きません

今年中(1月1日から10月2日まで)に国民年金保険料を納めているのに控除証明書が届いていない方は、「ねんきん加入者ダイヤル」

控除証明に関するQ & A

または「苫小牧年金事務所」へお問い合わせください。

なお、今年10月3日から12月31日までの間に、令和5年中の国民年金保険料を納められた方については、令和6年2月上旬に控除証明書を送りする予定です。ご注意ください。

家族(大学生の子どもなど)の国民年金保険料を私親が納めています。

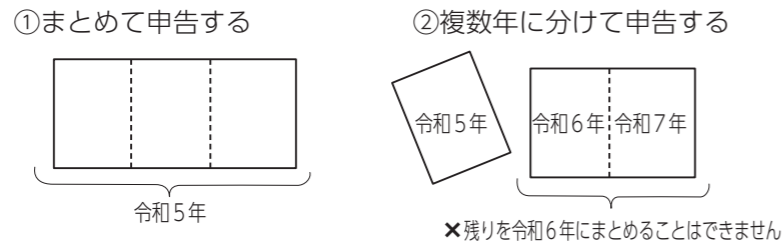
ご自身の社会保険料と合わせて申告してください。配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を納めたときは、納めた方がその保険料を申告することができます。

令和5年に13月以上の国民年金保険料を前納した場合の保険料控除はどのように申告するの？

13月以上の前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合は、以下の方法のいずれか1つを選択して申告してください。

①全額納めた年に控除する
 日本年金機構より送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」下部の3年分3枚の証明書は、切り離さず添付して申告してください。申告額は納付済額となります。

②各年分の保険料に相当する額を複数年に控除する(複数年に分けて申告する)
 日本年金機構より送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」下部の3年分3枚の証明書のうち、令和5年分の1枚を切り離して申告にご使用ください。



残りの2枚の証明書は、令和6年、令和7年の申告時に使用しますので、大切に保管をお願いします。

なお、分割して申告をご希望の場合、3年分を3回に分けて申告いただき、分割を申告した翌年に残りの分をまとめて申告することはできませんので、ご注意ください。

望の場合、3年分を3回に分けて申告いただき、分割を申告した翌年に残りの分をまとめて申告することはできませんので、ご注意ください。

【例】口座振替で24カ月分(令和5年4月分～令和7年3月分)38万5,900円を前納した場合

申告年	申告対象期間・申告額
①令和5年	令和5年4月～令和5年12月(9カ月分) 38万5,900円×(9カ月/24カ月) = 14万4,713円
②令和6年	令和6年1月～令和6年12月(12カ月分) 38万5,900円×(12カ月/24カ月) = 19万2,950円
③令和7年	令和7年1月～令和7年3月(3カ月分) 38万5,900円-①-② = 4万8,237円

※上記の例の場合、令和5年に分割して申告し、残りの分(15カ月)をまとめて令和5年に申告することはできません。令和5年、令和6年、令和7年の3年に分けての申告が必要です。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内しています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、住民課町民生活グループへご相談ください。

令和5年度の国民年金保険料
月額16,520円

納付は口座振替が便利です。また、前納すると割引があります。詳しくは、住民課町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内)まで。

相談・問い合わせ

住民課 町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7871
 日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135